

わたくしは大阪維新の会・大阪市議員団を代表致しまして議案第 203 号大阪市旅館業法 施行条例の一部を改正する条例案に、賛成の立場から討論いたします。

平成 26 年の来阪外国人は観光客 376 万人、平成 27 年は 716 万人、本年においても昨年をさらに上回ることが予想され、外国人観光客の宿泊施設の確保は喫緊の課題であります。

わが会派からは、これまで国家戦略特別区域 外国人滞在施設 経営事業に関する条例での議論においても、外国人観光客の宿泊施設の受け皿について様々な要望をしてきました。

また、大阪では平成 27 年のホテルの稼働率が 84.8%と全国一高く、価格の上昇から日本の旅行者やビジネスマンもなかなか予約ができない状況にあります。

今回の改正は一定の条件が整えば、玄関帳場の設置を不要とするなど、簡易宿所営業を規制緩和するもので、許可を取得していない民泊の許可取得を促進し、近年急増する外国人観光客の宿泊所の確保等にもつながる非常に重要なものです。

また、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例や関連する諸政令の基準と 整合性を図るために、旅館業法において条例に委任されていない衛生管理以外に関する項目として、「近隣住民への事前説明会の実施」「苦情相談窓口の設置」など本市独自の措置基準を設け、これらの基準に違反すれば勧告・公表といった罰則を設けるなど、独自の規制を設けています。

これらの規制は外国人観光客と近隣住民との間で想定されるトラブルに、対応した内容となっています。

さらに、市民の安心・安全を確保できる実質的な体制を整えるために 10 月から 22 名の職員を新たに増員し特区民泊の立入検査等の監視指導や認定事務を行い、また苦情相談窓口としても機能することを目指しています。

それに加え、委員会において様々な課題に各部局が横断的に連携して、宿泊客の受け入れの環境整備と街作りのあり方を総合的に検討するプロジェクトチームを今後早急に立ち上げるとの答弁がされるなど、より住民目線また市会の議論が的確に反映されております。

今こそ、急増する外国人観光客に対応した宿泊施設を整える本条例改正案を速やかに可決すべきものであると訴えをさせて頂き、私の賛成討論と致します。

ご清聴ありがとうございました。